

福島県立医科大学附属病院臨床倫理に関する方針

福島県立医科大学附属病院職員は、患者さんに寄り添い、充実した人生を送ることができるように、生活の質（QOL）を維持（向上）し、生涯を通して、その人らしく人生を全うできるような医療を提供するため、下記の項目を行動目標とします。

- 1 患者さんの自己決定権を尊重するために、十分な説明と話し合いを行い、医学的適応を確認しつつ、患者さん、及び可能な限りその家族と共同して診療方針を決定します。
- 2 患者さんの信条・宗教をできる限り尊重し、患者さんの意向に基づいて、医療を提供します。
- 3 社会的資源※1を最大限活用し、公平かつ公正な医療を提供します。
- 4 医療の発展のために必要な、医の倫理に則った臨床研究を行います。新たな医療を試みる際には、患者さんの人権を守り、関係法令を遵守して、院内で定められた審議を経た上でその審議結果に従い、医療を提供します。
- 5 患者さんの安全を守るため、診療の質やプロセス、医療行為の妥当性を検証します。※2

※1 ここていう「社会的資源」とは、健康保険、高額医療費制度、介護保険、各種施設サービス・居宅サービス、相談事業などのうち、患者さんが当院で医療の提供を受けるに当たって利用できるものをいいます。

※2 科学性・公平性・透明性を確保するため、必要に応じて外部の専門家の意見を取り入れて検証します。